

# 大阪国際高等学校 校則について

## <身嗜みについて>

1. 本校生徒の服装は制服とする。品位を重んじ、清潔な身嗜みを心がけること。
2. 制服の着用期間は以下の通りとする。
  - ・ 4月1日～4月30日、11月1日～3月31日の期間は冬服を着用する（ブレザーの着用は自由とする）。
  - ・ 5月1日～10月31日の期間を自由選択制とし、クールビズを認める（但し、夏服と冬服の混合は認めない）。
  - ・ 防寒具（手袋、タイツ、マフラー）、ダウンジャケットは11月1日～4月30日までの着用を認める。タイツは、無地で黒色（50デニール以上）のものでストッキングは禁止とする。
3. 式典時（入学式・卒業式・礼法許状式）は必ずブレザーを着用する。オプションであるセーター・ベストは着用しない。
4. 靴下は、制定品を着用すること。
5. 靴は、制定品（ローファー）を着用する。但し、校内においては運動靴（体育用）の着用を認める。
6. 鞆は、制定品を持参すること。校名入りトートバックの持参は認める。  
お弁当、書道具、剣道具以外で制定外のものとは不可とする（紙袋などは利用しないこと）。クラブに所属する生徒も原則として校名入りトートバックを利用すること。但し、シューズケースおよびラケットキャリー、ギターケースなどの利用は認める。その他の物は基本的に不可とする。
7. インナーシャツは、無地で派手でないものを着用すること。
8. やむを得ない事情により異装の必要がある場合は、「異装許可願い」を提出すること。
9. 制服着用時には、必ず生徒証を所持しておくこと。
10. 頭髪については以下の通りとする。
  - ・ 染色、脱色、パーマ、エクステ、剃り込み、編み込み等は禁止とする。また、ドライヤー焼(ヘアアイロン等の使用を含む)による変色も認めない。
  - ・ 髪留めやピン、ゴムを使用する場合は、単色の目立たない物（黒・紺・茶色など）を使用すること。リボンやヘアバンド、シュシュ、バレッタなどは禁止とする。
11. ヒゲは剃ること。
12. 眉毛を意図的に剃る、抜く、描く、染めることは禁止とする。
13. 化粧、マニキュア、ネイルアート、まつ毛エクステ、つけまつ毛、ティント、タトゥー、カラーコンタクト、美容のための整形等は禁止とする。必要に応じて日焼け止め（無色透明）は認める。
14. 装飾品（ピアス、指輪、ネックレス、ブレスレット、髪飾りなど）の着用は禁止する。

## <学校生活について>

1. 生徒の本分は学習であることを自覚し、真剣な態度で学校生活に臨むこと。
2. ルールやマナーを守り、正しい社会生活を送ること。
  - ・ 交通マナー  
信号無視、道一杯に広がっての通行、飲食をしながらの通行、大声での会話、地べたに座る、ポイ捨て、携帯電話・音楽プレーヤーを使用しながら通行、危険運転行為、違法駐輪等の禁止
  - ・ 公共交通機関のマナー  
割込・駆け込み乗車、座席の占有、飲食、大きな声での会話、電子機器の使用、他の乗客の迷惑になる行為等の禁止
3. 不要物（遊具、ゲーム機器、漫画、化粧用具、装飾品、お菓子、スマートウォッチ等）の持ち込みは禁止する。音楽プレーヤーは校内での使用を禁止する。
4. 携帯電話（スマートフォン等）については以下の通りとする。
  - ・ 校内での使用は禁止とする。但し、災害や事件・事故等の緊急時のみ使用を許可する。
  - ・ 校内では電源を切り、ロッカーの中に入れておく。所持することは禁止とする。
  - ・ 登下校中に歩きながらの使用、自転車を運転しながらの使用、ゲーム等での使用、電車内での通話は禁止とする。
  - ・ 考査中の使用、着信等は不正行為扱いとなる。
  - ・ 電源を切ってもアラーム等が作動すれば迷惑行為で違反とする。
  - ・ カメラ、時計として使用することは禁止とする。
  - ・ 紛失、盗難及び破損については、個人及び当事者間の責任とし、学校は一切の責任を負わないものとする。また、貸し借りをして使用した場合は、使用者及び所有者共に違反とする。
  - ・ 校内での緊急時使用は、教員の指示に従うこと。
5. SNS等への写真掲載、書き込みによる問題行動やトラブルが発覚した場合は、生徒指導の対象となる。
6. 登下校時の寄り道、買い食い等は禁止とする。

7. 登校後の無断外出は禁止とする。必要な場合は教員の許可を受けること。
8. 学校の設備・備品等は大切に扱うこと。校舎内の美化に努めること。
9. 学内外での政治活動・SNSへの発信等（違法もしくは暴力的な政治活動になる恐れが高いと認められる活動）、また生徒間に政治的対立が生じる活動は認めない。
10. 掲示、放送、集会、募金活動、物品販売、印刷物等の発行、配布または各種表現行為は、事前に教員の許可を受けること。
11. 生徒として相応しくない場所への立ち入りは禁止とする。
12. 保護者または保護者の認めた責任者が同伴しない旅行、外泊、夜間外出等は禁止とする。
13. アルバイトは原則禁止とする。但し、特別な事情のある生徒は、生徒指導部並びに学年等で審議の上、所定の手続きを経て許可をする場合がある。無断アルバイトは生徒指導の対象となる。
14. 異性との交際は、公明正大であること。互いに人格を高め合うものでなければならない。
15. 各種運転免許の取得は禁止とする。保護者以外（友人等）の運転に同乗することも禁止とする。
16. ロッカーの施錠は、各自責任を持って行うこと。
17. 昼食は、原則として各自弁当を持参して昼休みに自教室で食べること。
18. 食堂を利用する場合は以下の注意点を守ること。
  - ・利用時間は以下の通りとする。
    - ①昼休み（平日12時50分～13時30分、土曜12時50分～14時00分）食事・軽食を販売
    - ②リフレッシュタイム（10時40分～11時00分）軽食のみ販売
    - ③放課後（16時00分～17時00分）軽食のみ販売
  - ※食券販売機は8時から利用可。平日は18時、土曜は14時まで談話スペースとして利用可（食事可）。  
上記以降の時間は、最終下校時間まで自習スペースとして利用可（食事不可）。
  - ・時間を厳守すること。（移動時間を考えて昼食をとる）
  - ・座席の先取り・占有は禁止。
  - ・施設内の物は大切に使う。（器物破損など）
  - ・食べこぼしは、速やかに拭くこと。
  - ・弁当の持ち込みは不可とする。
  - ・指定された場所で飲食をする。（立ち食い、食べ歩き、飲み歩き、床に座っての飲食等は禁止）
  - ・使用した食器類は、カウンターまで持っていくこと。（セルフサービス）